

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
が翌日
の翌日
の翌日)

目 次

◇選管告示

鳥取県知事選挙の実施

鳥取県知事選挙における選挙長等の選任

鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

鳥取県知事選挙における選挙会の場所等

鳥取県知事選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成六年法律第三号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を平成七年四月九日に行うので、同法第二条第一号の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十条の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 選挙長 八頭郡若桜町大字来見野五六九 長 尾 義 男

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一一 滝川 伸 輔

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成七年執行

鳥取県知事選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

候補者氏名

Blank box for candidate name

注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日 時 平成七年三月二十三日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成七年三月二十四日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 日 時 平成七年四月十一日 午後一時

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、二千七百五十万六千七百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

平成七年三月二十二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭

和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、四四八

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五七、四六〇

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、九二三

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三四、二〇六

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、〇五一

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、六五七

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八六〇

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、九六〇

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇五四

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、八一

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、七七一

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、二二四

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

平成七年四月九日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用す

る同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
二 日 時 平成七年四月六日 午後五時十分

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】